

大会役員の旅費日当について（県協会 細則 第 16 条を準用する）

1. 旅 費 J R、公共交通機関普通運賃を支給する。但し、東信⇔中南信の移動はその半額とする。また、県外は特急料金支給する。
2. 日 当 一律 1,000 円とする
3. 宿泊料 1 泊 県内 8,000 円、県外 10,000 円とする

県大会派遣審判員の旅費日当について（審判委員会より）

1. 派遣審判員各地区 1 名分につき、開催地大会経費にて旅費・日当を支払う
2. その他の派遣審判員は、各所属協会にて支払う
3. 県内日当は、1 律 1,000 円とする
4. 旅費は、J R、公共交通機関普通運賃を支給する。但し、東信⇔中南信の移動はその半額とする。
5. 昼食は、開催地大会経費にて用意して頂く
6. A 級審判員については、全額支給する